条番号	見出し	条	文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
前文	でにさなが人とく要き 地すに 定はす役 しれ 任和と、よれっ合口な、衝て筑域る鋭近権大る割議、をこを22りの、明。し人現岡ある野暮議取、責く元増はれにに覚法市村二治視策に在平り。市ら制り地任変代大、ま発、す律民は1122年	方分権の流れの中で、地 の範囲が拡大され、地力 化しており、議会と首長 表制において、その一輩	台22年からないでは、	出来でいる。 ・条例の性格を分かりやすく 示す表現として宣言的に述べ てある。	・歴史については市制施行からで良いのでは。 ・議会改革の根幹の大事な前文であることか ら、今後もこの前文を捉え、推進していく。		
1	目的	この条例は、議会の基 し、議会の役割及び活 市議会議員(以下「議 務、役割等議会に関す めることにより、議会 に応え、もって市民福 発展に寄与することを	動原則並びに筑紫野 員」という。)の責 る基本的な事項を定 が市民の負託に的確 社の向上及び市勢の	・行動規範が明文化されそれ に沿った形で行動されてい る。 ・市民福祉の向上と市政の発 展に寄与している。		_	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
2		議会は、二元代表制の下、市民を代表し、市の意思決定を担う議事機関として、多様な市民の意思の調整を図り市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。	・二元代表制の機能は発揮されている。 ・議決により市の最終的な意思決定を行う。	・市民の多様な思いを把握し反映されているか 疑問	ı	
3		議長は、議会の代表として、議会の品位を 保持し、議会の機能強化に向けての先導的 な役割を果たすものとする。 2 議長は、議会活動の状況、市政の課題 に対する議会の方向性等について広く市民 に明らかにする役割を担うものとする。	ている。 ・議会の機能強化に向けて リーダーシップを発揮する役	・議長就任時に抱負を述べるようにする。 ・第2項が今年度は、コロナ禍で議長も広く市 民に明らかにする場が少なかったのではないか と思う。議会だよりに議長の欄を作ってはどう か。 ・議長の役割については再度協議(確認)しては どうか ・正副議長は執行部からの情報を議会で共有 ・【2項】市政の課題に対して議員間での計議 を活発に行い、議会の方向性などについて、積 極的に情報発信を行う。 ・議長、副議長選出について立候補制を導入 し、マニフェストについて前信表明演説を行 う。 ・今後議長によるどのような議会にするのかと いう目標を立てること。	4. 2	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
4	議動原則	議会は、第2条の基本理念にのっとり、にはを常くであるとでであるとでであるとでであるとでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次		・・議員会に、は、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	3. 7	見をす別追とる参城春条市こ目さかつ要議員でもる2は規検に所をの直具る途加思。考して議の的れどいに会会検の。、定討基要講とし体た条がわ他、等案会条がてうて応運に討と、市前にのづのずす作的め例必れ市大宗 は例達いか、じ営おすす 議項よ結き措るる業ににの要 の野像 、の成るに必、委いる 会のる果、置も。

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
5		議員は、選挙により選出された市民の代表として、その負託に応えるため、地域の課題とこれに対する市民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて市政に反映させるものとする。 2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを充分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。	・言論の府と言われなける。 き言語の府自討議は十分を言語ない。 き言語の所自対議は十分を見る。 では、	・4班ぐらいに分け色んな条例の見直しを定期 的に行いながら各議員の質の向上と意見を引き 出す場にしてはどうか。 ・各々の議員がされていると思う。ただ、議員 相互の自由な討議をする場はもっと増やしてい ・議員としての責務を自覚し役割を果たしてい るか今後も自分自身に問う。 ・議員相互の自由な討議を専工るため所管事 の、時事的な課題についてが良い。 を協議会の機会を持った方が良い。 ・議員間討議が少なく進んでいる。 ・議員間討議が少なさていない。 ・自由討議の取り扱いが中途半端	3. 5	
6	議員の 能力向上	議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組む等不断の自己研さんに努めるものとする。 2 本会議及び委員会における質問等は、市の行政事務について市長等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実に努めるものとする。	・筑紫野市議会議員研修を毎年度実施している。 令和元年12月6日 「議会改革について」 令和2年12月4日 「議会における災害対策」 ・他団体が実施している研修 への参加	・議員間のバラウを全体では、 ・議員間のバラウを全体では、 ・では変化しておりもっと全体では、 ・では変化ででは、 ・でのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	3. 9	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
7	会派	2 会派は、議会が合議制の機関としての 機能を十分に発揮することができるよう、 市政の課題に関して会派内及び会派相互で	の意見交換、所管委員会での 発言など役割分担をしてい る。また、市政に関する情報 収集、調査について、時間の 取れる範囲で研修等に参加 し、報告書をまとめ、会派内 で情報共有できるようにして	・議案書を受けて会派として臨むべき姿勢の意志統一を図るべきと思う。 ・ここでも、政策の立案及び提言が出来ていないのが課題。 ・会派内における議員の議会活動の支援というものが少し不充分に感じられる。 ・会派相互における議員間の積極的な討議が不十分である。 ・市政の課題をあぶりだし、オンライン等での講習会に積極的に参加し政策立案、提言等行えるよう努める。 ・更なる会派の結束。 ・会派と無所属議員との取り扱いが不平等。きちんとした取り扱い(議会民主主義)をすべき	3. 6	

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			条例改正の
条番号	見出し	<b>人</b>	取り組み状況 	課題·今後の対策等 	評価	必要性
8	市民参進のの	議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるため、次に掲げる方法等により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。 (1) 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。 (2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを市民による施策提案としてとらえ誠実に処理すること。	・に参い・推・と・回れ・員ではいる。では、ははいるのでは、はは、と・回れ・買いのでは、出まるのでは、はは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 3	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
9	会議等の 公開等	議会は、その意思決定に至る過程を市民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を、速やかに、公表するものとする。 2 議会は、市民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。 3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。	・議会だより、ホームページ に議員個々の賛否を掲載。 ・本会議、常任委員会、特別 委員会等を原則公開としてい る。資料等の閲覧を実施して いる。	・ある ・ある ・本会議、委員会傍聴事録はホペページで、、 検討して、公開して、公開について、公開して、公開して、公開した。 ・委員会の中継がない。 ・香具が必要。 ・香具がはやすい環境整備。 ・「「全国」をではいるが、できる。 ・本会議をはいる。 ・では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	3. 6	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
10		議会は、市民に開かれた議会を実現するために、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。 2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。	<ul> <li>・定例会ごとに議会だよりを発行</li> <li>・議会ホームページによる情報発信</li> <li>・議会Facebookでの情報発信</li> <li>・インターネットによる本会議のライブ中継、録画放映</li> </ul>	・常任委員会のライブ中継、録画放映が出来ていないのある市民だけの閲覧。 ・議会だよりの発行、ホームページ、FBでの情報発信等一定の取り組みは実行しているような活動が必要。 ・常任委員会の中継、録画放映、議事録の公開を行うべき。 ・YouTubeでの本会議配信の検討・【1項】4条にも関連するが、新たに議会専用のLINEやTwitterなどのアカウントを作成してはどうか。 ・議会だよりを活用し更なる議会の可視化に取り、議会だより発刊が市報発刊の変更に伴い、紙合をだ短期間となり乗が出来る。 ・議会だに関連を含めるツールを適用し、を活用となり、ではあらゆるツールを適用し、を開発に対してはあらゆるツールを適用し、に情報提供が出来るよりに情報提供が出来るように情報提供が出来るように情報提供が出来るように表会でより、表会でより、表表でより、表表でより、表表でより、表表では、表表では、表表の大に、表表の式LINEのアカウント公開・議会Twitter、議会公式LINEのアカウント公開	4. 2	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
11	議会報告会	議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。 2 議会報告会に関することは、別に定めるものとする。	・令和元年度議会報告会 11月…7か所、137人参加 (地方選挙年度は5月の報告会 はない) ・令和2年度コロナ禍により 中止	・ 議会 で	3. 7	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
12	印及との	議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する市長との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮するよう努めなければならない。	・専決処分が多いわけではないが対等でないように感じる。一般質問に対する執行部の回答に誠意を感じる事が少ない。 ・互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保っている。 ・市長や執行部との対等かつ緊張ある関係の保持には至っていない。	・議員自らのレベルアップを図る。 ・コロナ禍や災害時に市民の皆様の声を届ける 仕組みとして災害対応計画の見直しが出来て良 かった。 ・本議会においては二元代表制がしっかり遵守 されていると思う。 ・市長との対等な関係について現状とあるべき 形を討議すべき ・自らの機能を発揮するための研鑽を深める必 要がある。 ・市長との権能の違いはあっても様々な考えや ビジョン等知る必要がある。	3. 3	
13	質疑応答等	議会の会議等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。 2 議会の会議等において、市長等及びそれらの補助職員は、論点及び争点を明確にするために議員の質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	一般質問において一問一答方 式を採用している。	・執行部との意見を戦わす場(論戦)があっても良いのでは。 ・他市と比較すると一般質問の時間が極端に短いのは、こちらの力量不足の問題なのか、仕組みの問題なのか。 ・質問への答弁がそっけないという市民の意見がある。市の状況を説明しながらなど、市民に分かりやすく丁寧な答弁が求められる。・一問一答方式が採用されている割には一問一答の実施が見られない。 ・議会直前ではなく平時から担当所管等と疑問、質問等に対して情報共有をしていなければならない。 ・通告日も含めた打合せの日程や期間の検討。・答弁の薄さ、質問が弁論大会。やりとりになっていない。	3. 1	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
14	政策等の監	議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。	条例・予算決算等の議案の審査をはじめ、日々の議会活動を通じて行っている。	・全員による特別委員会は機能しており継続を望む。 ・補正予算は総務市民委員会で審議するが、内容が他常任委員会の場合は、所管事務報告する事を徹底してほしい。 ・決算が次年度予算に活かされるように・補正などは4半期ごとに報告されると適正に評価できる。	4. 0	
15	政策の立案	議会は、条例の制定及び改廃、議案の修 正、議決等を通じて、市長等に対し、積極 的に政策の立案及び提言を行うものとす る。	・積極的な政策立案や条例制 定の提言ができていない。 ・市の重要な意思決定を行っ ている。 ・政策提言に向けて常任委員 会での調査研究は進めてお り、提言につながっているも のもある。	・議員のレベルアップが必要 ・今後一番重点的に行うべき課題と考える。 ・政策の立案及び提言を行っているか。 ・条例の制定、改廃につながるところまでには 至っていない。政策立案及び政策提言に向けた 活動が必要と考えている。 ・政策の立案は不十分ではないか。提言は受け 取る側との関係構築が必要ではないか。 ・条例制定ができてない、今後政策立案を考え る部会等を立ち上げては。 ・条例制定や、政策立案のために研修し習得が 必要。 ・政策立案及び提言についてさらに取り組みが 必要。 ・現在試行中	2. 6	
16	= ₩ △ ♠	議会は、予算及び決算の審議に当たるとき、又は市長等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、市長等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、市長等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。	・議案書等のほか、資料提供 及び説明を求めている。 ・適切に対応されている。	・各員会でのバラつきがあるように思う、傍聴していてもっと聞いて欲しいと感じる・予算・決算時には、資料要求のルール等が整備されているが、補正予算においても、資料等を要求できるようにルールが必要だと考えている。 ・資料提供はほぼ対応いただいているが、委員会での口頭説明を文書でいただきたい。・会議や会合等が制限される中でどのように情報共有を図っていくのか。	3. 8	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
17	地方自治法 第96条第2	法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、筑紫野市市民自治基本条例(平成22年筑紫野市条例第23号)第10条第1項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び改定に関するものとする。 2 議会は、前項以外に議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならないものとする。	令和2年第1回定例会 第六次筑紫野市総合計画基本 構想及び基本計画の策定	・総合計画の進捗確認が不足している ・総合計画の審査に向けて、執行部から素案が 提出される以前から、新たしい総合計画に盛り 込むべき政策など、議会としての方向性など、 検討しておいた方がいいと考える。 ・定期的な進捗状況の報告がなされること。 ・議決事件の追加することに対して取り組まな けれならない。	4. 0	
18	自由討議の 保障及び拡 大	議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。 2 議員は、前項の議員相互の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。	常任委員会、特別委員会で委員問討議を行っている。	・常任委員会毎に所管課の条例勉強会等を行い、条例提出、変更すべきものがあるか否か討議してはどうか。 ・議員相互の自由な討議を尊重するためにも、定例議会中だけでなく、閉会中にも、所管事務、時事的な課題について意見交換をする委員会協議会の機会を持った方が良い。 ・常任委員会での事務事業調査等では討議が充実してきたと考える。その他の自由討議はさらなる努力が必要 ・積極性を向上させること ・委員会での議員間討議を更に進め、審議、採決に十分に活かせる委員会運営の検討。 ・取扱いやルール、必要性をもう一度考える必要がある	3. 1	

						<b>5</b> 5 5 5 5 5
条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
19		会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。 2 政務活動費の交付及び執行について必要な事項は、別に定めるものとする。	・各会派では会計責任者を決め、毎年度交付、執行にに会いての説明を受け、年度不らの作成をしている。各個人で書属さない議員は、各個人で管理)・平成29年度から視察・収支報告書、収支報告書、領収書等をホームページで公開。	・以前から1円単位の原本領収書提出で、個人 カード使用禁止で、日当も廃止、考える。 ・日当も廃止、考える。 ・日当も廃止、考える。 ・日当を関連などの実費精算でいい力でと考える。 ・日の実費精算でいい力では、 ・日の実費をは研究ができない。 ・日のでのできないでである。 ・活動費ので現状にでのでのでは、 ・活動費ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状にない。 ・日ので現状に、 ・日ので現状に、 ・日ので現状に、 ・日ので現状に、 ・日ので現状に、 ・日のでは、 ・日ので、 ・ ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・ ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・日ので、 ・ ・ ・日ので、 ・ ・ ・ ・日ので、 ・日ので	4. 3	見直し必要

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
20	安良云の	議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。 2 委員会審査に当たっては、資料等を公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 3 委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。	・議案は原則として委員会に 付託している。 ・香員会は公開とし、資料を ・養員会を関わるといる。 ・養力に対応のでは、 ・各のでは、 ・っと。 ・っと。 ・っと。 ・っと。 ・っと。 ・っと。 ・っと。 ・っと。	・傍聴者として聞きたいとがあられたにしている。 ・ので、で、一点にしている。 ・所で、で、一点にしている。 ・所で、で、一点には、一点には、一点には、一点には、一点には、一点には、一点に、一点に、一点に、一点に、一点に、一点に、一点に、一点に、一点に、一点に	3. 7	必要
21	議会図書室	議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	・図書の整理 ・図書だよりの発行 ・先進事例検索機能の強化	・図書、資料等は充実してきているが、活かし切れていない。 ・図書PTリーダー中心に充実に努めているが、図書よりも調査研究の為のデータ収集の必要性が高いように思う。 ・図書、ネット検索を活用し、政策検討に必要な情報を議会全体で共有できるようなシステムを検討してはどうかと思っている。 ・旧庁舎の図書室に比較すると使いやすくなり、先進事例検索機能の強化などが行われた。・図書、資料の利用の促進に努める。 ・議員による図書の活用。 ・十分活用されていない。	3. 9	見直し必要

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
22	議会事務局 の体制強化	に行うため、議会事務局の機能の充実強化 に努めるものとする。	職員定数7人(現員数7人) 事務局長(1) 議事課長(1) 議会担当係長(1)	・職員を増やすことは難しいと思うが、図書司書資格を持つ職員の配置を願いたい。 ・議会事務局と議員の関係について整理が必要だと考える ・人員の見直し必要 ・業務内容と職員数の適正数の検証、配置。 ・職員の能力を高め事務局を充実強化するためには適正な職員配置が必要でありそのための増員が必要 ・もう一人職員を増やすべき。議会事務局機能を強化。(負担が大きい)	4. 2	点検必要
23	議員の政治 倫理	議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。 2 議員の政治倫理について必要な事項は、別に定めるものとする。	・政治倫理条例に基づき、毎 年度資産等報告を全議員が 行っている。	・倫理についてを再考すべき	4. 3	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
24	議員定数	議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。 2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴及び反映に努めなければならない。 3 議員定数について必要な事項は、別に定めるものとする。	・りがは、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 9	

条番号	見出し	条 文	取り組み状況	課題・今後の対策等	評価	条例改正の 必要性
25	議員報酬	議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、 議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。 2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度等の活用により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。 3 議員報酬について必要な事項は、別に定めるものとする。	・令和元年12月、人事院勧告 に基づく国家公務員の給与改 定に準じ、期末手当の改定を 行った。 ・令和2年12月、人事院勧告に 基づき、期末手当の改定を 行った。	・人事院勧告は50人以上の民間企業から対象となっているので、コロナ禍でもあり、30人以上等に対象を変更しないと民間と差が大きくなるのではないかと懸念する。・議員は兼職が可能な非常勤とされているが、実際のところ、「ほぼ生活給」ととみを議員は悪いといる。といるではである。といるのか、議会、議員でといるのか、議会、議員を見極めながらの対応、検討が必要と思われる。・議員報酬も最低現状を保持しなければならないを見報酬も最低現状を保持しなければならないと思う。・議員報酬については市町村議員の不足などさいと思う。・議員報酬については市町村議員の不足などさい。・・議員報酬については市町村議員の不足などさい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 8	
26	議会改革の 推進	議会は、議会改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。 2 議会改革推進会議について必要な事項は、別に定めるものとする。	・定例会毎に議員全員で行う 議会改革推進会議を開催している。 ・ICT、予算決算常任委員 会化、図書室活用の3つのプロジェクトチームにより、議会 改革を進めている。	・Ipad活用に向け研修会を積んできた、感染症対策や自然災害で本会議が開催出来ない事は防ぐべきだ。リモート議会導入を検討すべきだ。・政策立案及び提言、必要に応じた条例改廃等が出来るような勉強会やプロジェクトチームの発足。 ・ICTの活用。 ・今回の検証によって、新たな課題を持つこととであると思う。制度として推進会議があることであると思う。制みを推進していくことをあると思う。・補正予算の審査などの在り方などから予算決算法会改革の実行計画の作成(目標や工程表など)・議会改革の第三者評価(市民、専門家)を実施し、結果をIPで公表する。	4. 4	必要